江戸川区長 多田 正見 様

公共事業改革市民会会議 代表 橋本 良仁

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

「江戸川高規格堤防整備事業」と一体の 「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」に関する公開質問書

私たちは、公共事業を見直し、国民の利益につながる事業に改革することをめざして活動 している市民団体です。

江戸川区が現在、「江戸川高規格堤防整備事業」と一体で進めている「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」により、予定地の住民は12月16日までに立ち退きと住居取り壊しを迫られ、途方に暮れる日々を送っています。一般の公共事業では保障されている、土地収用手続における収用裁決のときのような、立退きを迫る決定に対する意見表明の機会もないまま、わずか5カ月で立ち退きを迫られていることに驚くとともに、なぜ、このように強権的な手段がとられるのか、根本的な疑問をもたざるをえません。

そして、スーパー堤防(高規格堤防)の整備と一体で進められている本事業については、 様々な疑問が寄せられており、私たちはこの事業がこのまま遂行されていくことを看過す ることができません。

そこで、私たちは、江戸川区に公開質問書を提出し、それらの疑問を解明することにしました。下記 $1\sim5$ のとおり、質問しますので、文書で 10 月 7 日 (月)までにご回答くださるよう、お願いします。

1 立ち退き強制について

江戸川区は予定地内の住民(権利者)に対して12月16日までに立ち退きを迫る「仮換地指定通知」を7月16日付けで発送しました。続いて7月下旬に住居の取り壊しを促す「建物等除却通知及び照会」を郵送しました。わずか5カ月という短い期間で立ち退きおよび住居取り壊しを迫るものです。しかし、このような短期間で、憲法で保障された居住の権利を奪うようなことがあってよいのでしょうか。このことに関して以下、質問します。

1 江戸川区は「仮換地指定通知」および「建物等除却通知及び照会」で12月16日までの立ち退きと住居取り壊しを迫っていますが、これに応じることができない住民に対してどのような手段を取るつもりでしょうか。公権力を行使して強制執行するのでしょうか。住居の取り壊しも行うのでしょうか。江戸川区の見解を明らかにしてください。

- 2 住民は憲法により、居住の権利を保障されており、一方的な立ち退き強制はあっては ならないことです。区はこの立ち退き強制通知まで、どのような法的手続きをとってき たのか、その手続きの経過を明らかにしてください。
- 3 その経過の中で各住民が自らの意思を表明して区と交渉することができたのでしょ うか。意思表明と交渉を行う機会があったならば、どのような機会が設けられたのかを 明らかにしてください。

2 移転住民の生活設計について

一般の土地区画整理事業と異なり、本事業は工事の難航が予想されるためか、「仮換地指定通知」には、「仮換地指定された土地の使用開始時期」、すなわち、区画整理後の土地に戻れる時期が書かれていません。さらに、移転する住民は経済的な面で区画整理後の土地に戻れるかどうかも定かではありません。このことに関して以下、質問します。

- ① 「仮換地指定通知」に「仮換地指定された土地の使用開始時期」(区画整理後の土地を利用できる時期)が書かれていない理由を明らかにしてください。
- ② 住民は移転すれば、現在地にいつ戻れるか分からないまま、移転することになりますが、それでは将来の生活設計が成り立ちません。このことについて江戸川区の見解を示してください。
- 3 現在地から移転している期間が長引いた場合は、それに応じて移転中の居住のための 補償額が増額されるのでしょうか。そのことを明らかにしてください。
- 4 土地区画整理事業終了後、移転住民が戻るとすれば、住宅を新築しなければなりませんが、その費用は全額補償されるのでしょうか。現在の中古住宅の評価額しか補償されないでしょうから、住民は自己資金から多額の資金を捻出して住宅を新築しなければなりません。それができなければ、現在地に戻ることができず、移転住民は限られた補償額の範囲で、他の土地に移り住まなければなりません。このことについて江戸川区の見解を示してください。
- 5 上記のとおり、移転住民は経済的な面で現在地に戻ることができないケースが多々あると予想されます。この事業は結局は大半の住民を現在地から追い出すためものではないでしょうか。このことについて江戸川区の見解を示してください。
- 6 江戸川区が今まで関わってきたスーパー堤防の整備事業(平井七丁目地区ほか)に おいて、元の居住地に戻った移転住民の割合を明らかにしてください。

3 土地区画整理事業とスーパー堤防事業との関係について

本土地区画整理事業は、国のスーパー堤防事業(高規格堤防事業)との共同事業を前提に一体の事業として進められてきました。ところが、江戸川区は、東京地方裁判所で係争中の江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟の裁判では「本件区画整理事業はスーパー堤防事業とは全く別個の事業であって、その盛土は防災機能の向上と宅地の利用増進を図るために地区外との高低差を解消することにある」と主張してきています。このことに関して以下、質問します。

- 1 土地区画整理事業と国のスーパー堤防事業が一体の事業であることが明白であるのに、江戸川区はなぜスーパー堤防事業とは全く別個の事業であると、裁判で主張するのでしょうか。その理由を明らかにしてください。
- 2 江戸川区は今年5月30日に、土地区画整理事業とスーパー堤防事業を共同事業とする基本協定を国土交通省と結び、費用負担区分の基本方針も定めました。これを見ても、一体の事業であることは明々白々なのですが、江戸川区はそれでも、土地区画整理事業はスーパー堤防事業とは全く別個の事業であると主張するのでしょうか。このことについて江戸川区の見解を明らかにしてください。
- 3 江戸川区がスーパー堤防事業とは全く別個の事業であると主張し続ける根拠として、 この土地区画理事業が今までどのように法的な手続きをとってきたのか、手続きの詳細 な経過を明らかにしてください。

4 スーパー堤防は治水対策として有効か

北小岩一丁目スーパー堤防は江戸川の治水対策として位置づけられていますが、有効な 治水対策であると言えるのでしょうか。このことに関して以下、質問します。

- 1 今回予定されているスーパー堤防の長さはわずか120メートルです。そこだけ高盛土 をして堤防を強化しても、それが江戸川の治水対策として何か意味があるのでしょうか。 治水対策としてどのような意味があるのかを明らかにしてください。
- 2 スーパー堤防が仮に治水対策として意味を持つとすれば、かなりの長さで整備して超 大洪水に備えることだと思いますが、わずか 120 メートルの整備では長大な堤防におい て点の整備でしかありません。点の整備でも有効だという理由を説明してください。
- 3 2010 年、スーパー堤防事業が「一旦廃止」と事業仕分けされた際、区長は「常に水害の脅

威にさらされている海抜ゼロメートル地帯の実態を直視していない」と、国の対応を批判しました。ゼロメートル対策を区最大の課題としながら、区自身が最も対策が必要と認識している荒川沿川ではなく、なぜ、ゼロメートル地帯ではない江戸川沿川の北小岩1丁目東部地区を優先するのでしょうか。また、今日の深刻な脅威である内水氾濫の対策にこそ力点を置くべきではないでしょうか。総合的な水害対策について、その優先順位も含め、江戸川区のお考えを明らかにしてください。

4 本事業の事業費は江戸川区の資料では43億円です。120メートルで割ると、1メートル当たり3600万円です。堤防の整備費として超高額の費用です。国土交通省は今年5月に策定した利根川・江戸川河川整備計画において江戸川下流部で延べ22キロメートルのスーパー堤防を整備するとしていますが、北小岩一丁目スーパー堤防の1メートル当たりの単価を当てはめると、約8000億円の事業費が必要となります。江戸川下流部にこのような超巨額の予算が付くはずがなく、国土交通省のスーパー堤防の計画は絵に描いた餅でしかありません。このことについて江戸川区の見解を示してください。

5 スーパー堤防の危険性

スーパー堤防は決して安全なものであるとは言えません。このことに関して以下、質問します。

- 1 千葉県香取市の利根川のスーパー堤防は東日本大震災で数十センチ沈下し、水道配水管が破裂しました。また、千葉県栄町のスーパー堤防は東日本大震災で液状化現象が起き、亀裂が入りました。大地震が起きた時、北小岩一丁目スーパー堤防もこのような被害が発生することはないのでしょうか。このことについて江戸川区の見解を明らかにしてください。
- 2 スーパー堤防は災害時の避難所として利用できると、区は述べているようですが、食糧の備蓄もなく、トイレもない北小岩一丁目スーパー堤防が災害時の避難所になりうるのでしょうか。そのような場所に避難民が押し寄せたら、どのようなことになるのでしょうか。このことについて江戸川区の見解を明らかにしてください。

以上

●本件についてのお問い合わせ

公共事業改革市民会議 事務局·遠藤

TEL&FAX: 045-620-2284

Mail: jimukyoku@stop-kyoujinka.jp

HP: http://stop-kyoujinka.jp/